

企 画 競 争 実 施 の 公 示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

令和7年10月17日

分任支出負担行為担当官

中国地方整備局 山陰西部国道事務所長 大西 良平

1. 業務概要

(1) 業務名 1. 「令和7年度山陰西部国道事務所不動産鑑定評価等業務（その3）」

(2) 業務内容 本業務は、山陰西部国道事務所が行う用地取得等のために必要となる(4)に掲げる評価対象地域内の標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書（意見書等を含む。）の作成並びにこれらに付随する諸業務であり、単価契約方式により契約手続きを行う業務である。

(3) 履行期限 令和8年3月31日

(4) 評価対象地域 依頼する業務の評価対象地域は、次に掲げる地域区分とする。
益田市内（住宅地域及び農地地域）

(5) 意見書の依頼 依頼する種別は、以下のとおりとする。

意見書

①時点修正率（土地価格の変動率）

②特別比準（個別要因格差率）

2. 企画競争参加資格要件

参加資格を有する者は、以下の要件を満たしている者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和7・8・9年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一）「役務の提供等」の中国地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。

(4) 企画提案書の提出者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- a 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。bにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。bにおいて同じ。）の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更正会社（会社更正法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社をいう。）である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ・ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ロ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- ハ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

二) 組合の理事

- ホ) その他業務を執行する者であって、イ) から二) までに掲げる者に準ずる者

- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」と

いう。)を現に兼ねている場合

c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他競争の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の競争に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (5) 企画提案書の提出期限の日から見積の時までに、中国地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (6) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定に基づく登録を受けている不動産鑑定業者であること。
- (7) 業務に従事する不動産鑑定士が、企画提案書の提出期限の日から見積の時までに、不動産の鑑定評価に関する法律第40条に規定する懲戒処分を受けていないこと。
- (8) 企画提案書の提出期限の日から見積の時までに、不動産の鑑定評価に関する法律第41条に規定する監督処分を受けていないこと。ただし、地域を限定した業務停止処分を受けている場合において、業務停止処分を受けた地域が当該業務の対象地域と異なる場合は、この限りでない。
- (9) 平成27年度以降（過去10年間）公示日までに1件以上の不動産の鑑定評価の実績を有すること。なお、実績については確認できる資料を添付すること。
- (10) 島根県内に本店、支店、又は営業所が存すること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 分任支出負担行為担当官中国地方整備局山陰西部国道事務所長から企画競争実施に係る説明書の交付を受けた者であること。

3. 特定するための評価基準

(1) 地価公示標準地の評価等に関する実績

(2) 地価調査基準地の評価等に関する実績

(3) 鑑定評価実績（意見書・調査報告書は実績に含まない）

公共用地取得に係る鑑定評価実績、一般鑑定評価実績等

(4) 業務実施方針

- 1) 評価対象地域における地価動向、不動産市況等の地域動向について
- 2) 適正な鑑定評価格を求めるために用いる鑑定手法等について
- 3) 依頼者等が十分に理解できる鑑定評価報告書の作成方針について

- 4) 公共用地取得に係る鑑定評価に特有の条件・留意点について
- 5) 鑑定評価能力向上のための取り組みについて

(5) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

4. 手続等

(1) 担当部局

〒758-0041 山口県萩市大字江向318番地2

国土交通省 中国地方整備局 山陰西部国道事務所

① 契約担当 総務課 経理係

電 話：0838-21-3925

F A X：0838-21-3921

m a i l：sanin-soumu01@cgr.mlit.go.jp

② 業務担当 用地課

電 話：0838-21-3933

F A X：0838-21-3921

(2) 説明書の交付期間及び方法

① 交付期間 令和7年10月17日から令和7年11月7日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

② 交付方法 原則として、電子メールによる。手交又は託送（着払い）による場合は、電子メールによる連絡及び4.(1)①に電話連絡のうえ、指示を受けること。

(3) 企画提案書の提出期限及び方法

① 提出期限 令和7年11月7日（金）15時00分

② 提出方法 原則として、4.(1)①に記載のメールアドレスあて電子メールにより提出すること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無 無。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 企画競争実施委員会に提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載

を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）」に基づき開示請求があった場合は、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 参加資格の認定を受けていない者も、企画提案書の提出をすることができるが、その場合は企画提案書の特定日において、参加資格の認定を受けていなければならない。

この場合、令和7・8・9年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一）「役務の提供等」の中国地域の競争参加資格に係る「申請書」、「受付票」等の写しを企画提案書に添付すること。

(8) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(9) その他の詳細は説明書による。